

令和 7 年度岐阜県企業版ふるさと納税
マッチング支援業務委託プロポーザル募集要項

令和 7 年 2 月 6 日

岐 阜 県

清流の国づくり政策課

目 次

第1	事業目的	1
第2	業務内容	1
1	委託業務名	1
2	業務内容	1
3	委託業務期間	1
4	委託料の上限	1
5	委託料の算定方法	1
6	委託団体数	1
第3	プロポーザルに係る事項	1
1	プロポーザル参加の要件	1
2	企画提案書の作成	2
3	プロポーザルの手続等	3
第4	評価に係る事項	6
1	評価方法等	6
2	プロポーザル評価会議	6
3	評価項目及び評価基準	6
4	契約交渉の相手方の選定方法	6
5	提案者が1者又はない場合の取り扱い	7
6	評価結果等の通知及び公表	7
第5	契約の締結	7
第6	業務の適正な実施に関する事項	7
1	関係法令の遵守	7
2	業務の一括再委託の禁止	7
3	個人情報保護	7
4	守秘義務	8
5	事業報告書の提出	8
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	8
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	8
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	8
第8	その他	8
第9	問い合わせ及び各種書類の提出先	8
別表	評価項目及び評価基準	9

令和7年度岐阜県企業版ふるさと納税 マッチング支援業務委託プロポーザル募集要項

第1 事業目的

地方自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、岐阜県（以下、「本県」という。）の地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、寄附見込企業という）への働きかけを行い、寄附の促進を目指すものである。

第2 業務内容

1 委託業務名

令和7年度岐阜県企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 委託料の上限

2,640,000円（消費税及び地方消費税額込み）以内

5 委託料の算定方法

委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、参考見積書に委託料率を示すこと。

なお、委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附額の20%（消費税及び地方消費税を除く。）以内とする。支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

6 委託団体数

基準点（総評価点の6割以上）を満たした提案者

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間事業者であって、次のすべての要件を満たす者としします。

- ① 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑧ 最近3年間、本店及び県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑩ プロポーザル評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されているものであること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業全体の企画を様式4に沿って作成してください。

（1）事業の実施計画

別添仕様書「3 業務内容」を参照し、以下の実施計画を提出すること。

- ① 寄附見込企業の洗い出し、調査分析に関すること
- ② 寄附見込企業に対するアプローチ及び本県とのマッチングに関すること
- ③ 寄附見込企業へのサポート体制に関すること

（2）事業の実施体制

本事業の目的を達成するための事業実施体制について記載してください。

（3）全体スケジュール

事業実施におけるスケジュールを記載してください。

※ スケジュールは表形式で作成し、仕様書の「業務内容」に記載されている業務の項目ごとにその工程をわかりやすく明示してください。

（4）提案者の能力

- ① 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- ② 業務実績（本事業に類する事業の実績）

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
①募集要領等の公表・配布	令和7年2月6日(木)～令和7年2月28日(金)
②募集要領等に関する質問受付	令和7年2月6日(木)～令和7年2月21日(金)
③プロポーザル参加申込受付	令和7年2月6日(木)～令和7年2月28日(金)
④プロポーザル企画提案書受付	令和7年2月6日(木)～令和7年3月5日(水)
⑤プロポーザル評価会議	令和7年3月中旬ごろ(予定)
⑥審査結果の通知・公表	令和7年4月上旬ごろ(予定)

(2) 募集要項等の配付

① 配付日時

令和7年2月6日(木)～令和7年2月28日(金)

午前8時30分～午後5時15分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 配付場所

岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課地方創生係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁7階)

※募集要項は、岐阜県のホームページからも入手できます。

岐阜県庁ホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp>)>県政情報

>入札・公売>公募型プロポーザル

※郵送での配布は行いません。

(3) 募集内容等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和7年2月6日(木)～令和7年2月21日(金) 午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式1)を清流の国づくり政策課地方創生係宛てにファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください)を添付して提出してください。

※提出した場合は、届いていることを電話にて確認してください。

FAX 058-278-2562

電子メールアドレス c11122@pref.gifu.lg.jp

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、以下のホームページにて公開します。

[岐阜県庁ホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp>)>県政情報
>入札・公売>公募型プロポーザル]

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 参加受付期間

令和7年2月6日(木)～令和7年2月28日(金)

午前8時30分～午後5時15分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書（様式2）を清流の国づくり政策課地方創生係まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和7年2月28日(金)午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

参加申込書（様式2）

（5）企画提案書等、書類の受付

① 受付期間

令和7年2月6日(木)～令和7年3月5日(水)

午前8時30分～午後5時15分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 提出方法

清流の国づくり政策課地方創生係あてに持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和7年3月5日(水)午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

ア. 企画応募書（様式3）

イ. 企画提案書（様式4）

※委託業務仕様書を参考に提案してください。

ウ. 参考見積書（任意様式）

※内訳書添付

エ. 法人等に関する書類

（イ）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

（ロ）法人等概要書（様式5）

（ハ）直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。）

オ. 誓約書（様式6）

④ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※ 副本7部のうち、3部については、企画提案書及び参考見積書のみとしてください。

※ カラー刷りの場合、副本もカラー刷りで提出してください。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア. 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ. 提出された書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ. 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ. 本募集要項に違反すると認められる場合

オ. 評価会議構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

カ. 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ. 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に

開示した場合

ク. 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合

ケ. その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべての参加者の負担とします。

⑦ その他

ア. プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

イ. プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ. 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ. 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の午後4時までに、辞退届（様式自由）を清流の国づくり政策課地方創生係に持参又は郵送により提出してください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

（7）参考見積書作成に当たっての注意事項

参考見積書は任意様式となっています。参考見積書には、委託料の算定の基礎となる「委託料率」を示してください。

なお、寄附金額等で委託料率が変動する場合には、委託料率の体系が分かる資料を参考として必ず添付してください。

（8）プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁舎7階）

岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課

地方創生係：松尾、亀山

TEL 058-272-1840（直通）

FAX 058-278-2562

電子メールアドレス c11122@pref.gifu.lg.jp

（注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、FAX又は電子メールに

て提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(注意 2) メール送信の際は、件名に「令和 7 年度岐阜県企業版ふるさと納税マッチング支援業務」と記した上で、内容を簡潔に明記してください。

第 4 評価に係る事項

1 評価方法等

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「令和 7 年度岐阜県企業版ふるさと納税マッチング支援業務プロポーザル評価会議」(以下「評価会議」という)が行います。

なお、提案者の評価に当たっては、評価項目(別表)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日

令和 7 年 3 月中旬(予定)

(2) 開催場所

岐阜県庁舎内会議室(予定)

(3) 企画提案の所要時間

- | | |
|----------------|---------|
| ① プレゼンテーション | 15 分間以内 |
| ② 評価会議構成員からの質疑 | 15 分程度 |

(4) 注意事項

- ① 開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ② プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ③ 参加人数は 4 名までとしてください。
- ④ プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ⑤ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません、企画提案書受付期間内に提出した資料(受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可)のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ⑥ 指定の時間に遅れた場合、評価対象とはいたしません。

3 評価項目及び評価基準

別表 1「評価項目及び評価内容」のとおり。

4 契約交渉の相手方の選定方法

- ・ 上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の総評価点の 6 割以上を基準点とし、基準点を満たす提案者を選定します。

5 提案者が 1 者又ははない場合の取り扱い

提案者が 1 者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を契約交渉の相手方とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

6 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、選定・非選定に関わらず、速やかに参加者に文書にて通知すると

もに、以下の内容について岐阜県ホームページで公表します。

- ① 契約交渉の相手方の名称
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
- ④ 契約交渉の相手方の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名

第5 契約の締結

選定した契約交渉の相手方と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により最終的に決定します。

また、委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、委託元である岐阜県に帰属するものとします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意してください。

4 守秘義務

受託者は、「令和7年度岐阜県企業版ふるさと納税マッチング支援業務」を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 事業報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、直ちに委託業務完了届、事業実施報告書を県に提出してください。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すべき事由により業務の継続

が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合、原則として契約を解除します。

また、令和7年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご了承願います。なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。

第9 問い合わせ及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁舎7階）

岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課

地方創生係：松尾、亀山

TEL 058-272-1840（直通）

FAX 058-278-2562

電子メールアドレス c11122@pref.gifu.lg.jp

別表 1

令和7年度岐阜県企業版ふるさと納税マッチング支援業務評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。なお、業務の実施計画及び実施体制等に関する評価点合計値の6割を最低基準とする。

審査項目			審査基準	評価基準点				
1	企画内容	業務内容の理解度	制度及び業務の目的を十分に理解しているか。	10点	8点	6点	4点	2点
				非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
		提案内容	県外企業に対する働きかけの方法は効果的で寄附促進に結びつくものとなっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
				非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
			PRや企業のニーズ把握等、寄附促進に資する支援について効果的な提案がなされているか。	15点	12点	9点	6点	3点
				非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2	業務遂行能力	実績	自治体における類似業務について実績があるか。	10点	8点	6点	4点	2点
				非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
		人員及び組織体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。	15点	12点	9点	6点	3点
				非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3	見積金額		提案内容に対して適正な見積金額となっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
				非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
4	SDGsへの取組みに関する評価		「環境面の取組み」「社会面の取組み」「経済面の取組み」といったSDGsの三側面への取組みがなされているか。	「環境面の取組み」(1点) 「社会面の取組み」(1点) 「経済面の取組み」(1点) ぎふSDGs推進パートナー登録制度登録事業者のうち、 「SDGs推進シルバートナー」(1点) 「SDGs推進ゴールドパートナー」(2点)				
合 計				100点満点				

